

狭戸尾議員（自民議連）

平成 29 年 9 月 25 日  
教育長 答 弁 実 録  
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）いじめ問題について

いじめ防止基本方針策定以来の本県の取組について、どのように評価し、今後の取組につなげていこうとしているのか、教育長の所見を伺う。

（答）

学校は、児童生徒が安全で安心して通え、夢や希望をもって自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければならないと認識しており、そうした学校づくりが推進されるよう指導してきたところでございます。

現在、県内すべての学校におきまして「学校いじめ防止基本方針」が策定されるとともに、校内に「いじめ防止委員会」等が設置され、校長のリーダーシップの下、いじめ防止等のための組織的な取組が進められており、一定の成果が現れてきているところでございます。

具体的な取組の例といたしましては、生徒会が主体となって、いじめの加害者役や被害者役、はやしたてる観衆役、見て見ぬふりをする傍観者役を演じたDVDを作成し、いじめの構造や防止及び解決策などについて、すべての生徒が正しく理解する取組がでございます。

また、地域の方々も参加していただいている学校評議員会等におきまして、積極的にいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の状況等を報告し、解決に向けての助言をいただいている取組もでございます。

県教育委員会といたしましては、こうした取組について、生徒指導主事研修や生徒指導フォーラム等の研修を通して全県に広め、学校が地域と一体となって解決に向けた取組を推進するよう、各学校、各市町教育委員会を指導してまいります。